

1 事業名

市道路線の廃止

市道 1-719 号線、市道 1-720 号線、市道 1-730 号線、市道 1-731 号線、市道 1-732 号線、市道 2-1 号線、市道 2-185 号線、市道 2-561 号線、市道 2-564 号線、市道 2-569 号線、市道 2-570 号線、市道 2-571 号線、市道 2-572 号線、市道 2-732 号線、市道 2-992 号線、市道 2-993 号線、市道 2-995 号線、市道 3-3 号線、市道 3-25 号線、市道 3-241 号線、市道 3-253 号線、市道 3-290 号線、市道 3-295 号線、市道 3-296 号線、市道 3-297 号線、市道 3-299 号線、市道 3-300 号線、市道 3-301 号線、市道 3-302 号線、市道 3-303 号線、市道 3-304 号線

2 事業の概要

埼玉県による都市計画道路東京狭山線の全線開通に伴い、開通区間と重複する上記 31 路線について、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

廃止する 31 路線の場所、延長、幅員、起点及び終点については、議案書添付の案内図のとおりである。